

熊本市国民健康保険条例の一部改正について

熊本市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市国民健康保険条例の一部を改正する条例

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、「熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第13条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者に係る」を削り、「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項第1号中「100分の43.64」を「100分の44.54」に改め、同項第2号中「100分の39.45」を「100分の37.64」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号ア中「100分の16.91」を「100分の17.82」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の2から第15条の4の2までを次のように改める。

第15条の2から第15条の4の2まで 削除

第15条の5中「又は第15条の2」及び「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。)」を削る。

第15条の5の2(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、熊本県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「属する一般被保険者」を「属する被保険者」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削る。

第15条の5の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の5の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「100分の44.65」を「100分の44.07」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「100分の38.74」を「100分の38.62」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第3号

ア中「100分の16.61」を「100分の17.31」に、「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第15条の5の6から第15条の5の9までを次のように改める。

第15条の5の6から第15条の5の9まで 削除

第15条の5の10中「又は第15条の5の6」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第20条第1項において同じ。)」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第15条の6第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第15条の9第1項第1号中「100分の46.44」を「100分の45.58」に改め、同項第2号中「100分の53.56」を「100分の54.42」に改める。

第18条第1項中「、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6」を「若しくは第15条の5の3」に、「に定める額若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第20条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に改め、同条第2項中「、第15条の2、」を「若しくは」に、「若しくは第15条の5の6の額、」を「の額若しくは」に、「若しくは同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号」を「に定める額、第20条の3第1項に定める第15条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第4項第1号に定める額、第20条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号」に改める。

第20条第1項中「又は第15条の2」を削り、同項第2号中「29万円」を

「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第15条の2」を削る。

第20条の3第1項中「又は第15条の4」を削り、同条第3項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第15条の4」を削り、同条第6項中「又は第15条の4」、「又は第15条の5の8」及び「、「第15条第2項」とあるのは「第15条の5の5第2項」と」を削る。

第20条の4第1項中「又は第15条の2」を削り、同条第3項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項及び第5項中「又は第15条の2」を削り、同条第6項中「前項に規定する額」を「前項各号に定めるところにより算定した額」に改め、同条第7項中「又は第15条の2」及び「又は第15条の5の6」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「又は第15条の2」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の熊本市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提出理由)

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第17号）の施行に伴い、本市の国民健康保険料の賦課に関する基準に係る規定を整備する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。